

盛岡市建設 I C T活用工事試行要領

(令和 5 年 2 月 10 日財政部長決裁)

(令和 7 年 3 月 26 日財政部長決裁)

(目的)

第 1 この要領は、市が発注する土木工事において、I C T活用工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 I C T活用工事とは、次の各号に示す施工プロセスの各段階において、I C T施工技術を活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2 前項各号の実施内容は次のとおりとする。

- (1) 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得する3次元計測技術による測量を行うものとする。

- (2) 3次元設計データ作成

発注図書や前号で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- (3) I C T建設機械による施工

前号で作成した3次元設計データを用いて、次に示すI C T建設機械により施工を行う。

ア 3次元MC（マシンコントロール）建設機械

イ 3次元MG（マシンガイダンス）建設機械

ウ 3次元位置情報を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

- (4) 3次元出来形管理等の施工管理

前号により施工された工事完成物について、3次元計測データや施工履歴データ等による出来形管理及び品質管理を行う。なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、施工現場の条件により面管理が非効率となる場合は、監督員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を行うことができる。

- (5) 3次元データの納品

前(1)から(4)で作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(発注方式)

第3 ICT活用工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、ICT活用工事の実施を指定する方式
- (2) 受注者希望型 受注者が、ICT活用工事の実施を選択できるものとし、工事着手前に発注者と協議して実施する方式

(対象工事の選定)

第4 ICT活用工事の対象は、次の各号に示す工種を含む土木工事とし、この中から発注者が現場条件等の施工性を勘案し選定するものとする。

(1) 土工

土工数量1,000m³以上の河川土工、砂防土工、道路土工又は作業土工(床掘)

ただし、作業土工(床掘)のみの場合は対象としない。(以下当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。)

(2) 舗装工

舗装面積3,000m²以上の舗装工又は付帯道路工(以下当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。)

(3) 地盤改良工

安定処理工(バックホウ混合)、中層混合処理工、スラリー攪拌工又はペーパードレーン工

(4) 法面工

ICT土工の対象工事において実施する植生工、吹付工、吹付法枠工又は落石雪害防止工

(5) 付帯構造物設置工

ICT土工及びICT舗装工の対象工事において実施するコンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、基礎工、暗渠工、管渠工、側溝工、縁石工、コンクリート被覆工又は護岸附属物工

(6) 舗装工(修繕工)

切削面積3,000m²以上の切削オーバーレイ工又は路面切削工

2 従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は対象としない。

(実施手続)

第5 発注者は、入札公告の際、特記仕様書にICT活用工事の対象であることを明示するものとする。なお、特記仕様書の記載例は別添のとおりとする。

2 受注者希望型においては、施工計画書の提出前にICT活用の実施希望・施工範囲等を発注者と協議するものとする。

なお、ＩＣＴ活用を希望しない場合は、その旨を発注者に報告するものとする。

(総合評価落札方式における取扱い)

第６ 総合評価落札方式において技術提案を求める際は、ＩＣＴ活用に係る提案は評価対象外とする。

(工事成績評定における評価)

第７ 発注者は、ＩＣＴ活用工事の実施を確認した場合は、工事成績評定要領別紙１の監督員の考査項目「創意工夫」において加点評価するものとする。

２ 発注者は、発注者指定型において明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定要領別紙２の係長等の考査項目「法令順守等」のその他において、実施されなかった内容に応じて次の各号により減点評価を行うものとする。

(１) 本要領第２第１号から第５号に示す施工プロセスにおいて、全ての段階でＩＣＴを活用しなかった場合は、２点減点する。

(２) 本要領第２第１号から第５号に示す施工プロセスにおいて、いずれかの段階でＩＣＴを活用しなかった場合は、１点減点する。

(監督・検査)

第８ ＩＣＴ活用工事を実施する工事の施工管理、監督及び検査については、ＩＣＴ活用工事実施要領（国土交通省発行）の「１－３ ＩＣＴ施工技術の具体的内容」に示す基準等を準用又は参考とするものとする。

２ 監督職員及び検査職員は、原則として、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

(設計データの３次元化のための費用負担)

第９ 現行基準による２次元の設計ストックを用いて発注する場合、発注者は契約後に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するものとし、これに係る経費は受注者からの見積りを徴収し妥当性を確認した上で積算計上する。

(積算方法)

第１０ 発注者は、次の各号により発注方式に応じて、設計価格を積算するものとする。

(１) 発注者指定型

発注時において、ＩＣＴ活用工事積算要領（国土交通省発行）により積算を行う。受注者がＩＣＴ活用工事を実施しなかった場合は、設計変更により減額する。

なお、第９の３次元起工測量及び３次元設計データ作成、並びに３次元座標値を面的に取得する機器を用いた３次元出来形管理及び３次元データ納品を行う場合にかかる費用については、設計変更により計上する。

(２) 受注者希望型

発注時においては従来の積算基準を用いるものとし、契約後の協議により I C T活用工事を実施する場合は、I C T活用工事積算要領（国土交通省発行）により積算を行い設計変更により計上する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。